

意見陳述書

2023年10月20日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

債権者 古賀初次

1 はじめに

(1) 私は、昭和24年3月27日に生まれ、昭和42年4月からは父の海苔養殖業を手伝うようになりました。そして、昭和48年頃には父から養殖業を引継ぎ、同年に漁協組合員の地位についても受け継ぎました。それから現在に至るまで、有明海を漁場として海苔養殖業を続けています。

(2) 本件土地に関しては、そもそも昭和38年に、私の父世代と県との間で、南川副漁協の漁業権者のうち入植増反希望者に対し優先配分をする旨の申合せがなされたと聞いていますし、現に昭和56年にもそうした申合せがあったことが確認されています。そして、その結果として、昭和63年に希望者個人に対して本件土地の配分が実施されたのです。

つまり、本件土地は、県が漁協に対し漁業補償として譲渡したのではなく、県から個人に対して直接譲渡されたものといえます。

その証拠として、地権者個人に対して本件土地に関する持分証券が発行されています。当初は、私の父である古賀勝名義で本件土地の持分証券が発行されましたが、平成19年の漁協の合併に際して、私を名義人とする証券が再発行

されました。そのため、私自身は、本件土地が昭和63年に配分された当初から地権者としての地位を有していましたが、平成19年頃に名実ともに地権者になったこととなります。

- (3) なお、本件土地の登記名義は、従前、漁協名義になっていましたが、これは本件土地を全体営農に利用するためなど諸々の事情から便宜的になされた登記に過ぎません。

2 本件訴訟に至る経緯

- (1) 私は、平成26年7月頃に、当時の防衛大臣が佐賀空港への自衛隊駐屯地建設及びオスプレイ配備の要請を行ったことをニュースで知りました。戦争を経験してきた先人たちが、佐賀空港建設に際して、佐賀空港の自衛隊との共用を恒久的に阻止し、有事の際に攻撃対象となることを防ぐために、公害防止協定を締結させたという経緯を聞いていましたので、自衛隊の駐屯地建設などとてもない話だと思いました。

平成26年8月頃、近隣の自治会長らと話し合った上で、オスプレイ対策協議会を結成し、オスプレイ配備等に対する反対活動を行うようになりました。その後、同対策協議会は支援の輪を広げ、「オスプレイ反対住民の会」に発展しています。

同会では、オスプレイについて学ぶために講師を招いて勉強会を開いたり、上り旗を掲げて市井の方々に訴えかけたり、反対署名を募って県や国に意見書を提出するなどの活動を行っていました。その活動を通じて多くの協力者と出会うことができ、反対運動も拡大していきました。

ところが、平成30年8月に当時の知事が受け入れを表明し、オスプレイ配備に向けての話し合いが加速度的に進んでいきました。私たちは、このままではいけないと思い、県に対し何度も意見書を提出し、知事との面会を申し出ましたが、担当者は「知事に伝えます。」と言うばかりで、最後まで知事が私たちの前に現れることはありませんでした。

(2) 令和3年7月30日には、九州防衛局長が各地権者に対してアンケートを送ってきました。そのアンケートには、公害防止協定の見直しの是非などについての項目は一切なく、単に土地売却の可否を尋ねる内容となっていました。こうしたアンケートが私たち地権者個人に送られてきたということは、九州防衛局が私たちを地権者であると認識していたことに他なりません。公害防止協定の改定のためにアンケートが実施されたのであれば、地権者のみならず漁協組合員全員に送付されているはずですが、実際にはそうになっていないのです。

令和5年3月17日にも、九州防衛局長が「駐屯地予定地の用地取得について」という書面を送付していますが、これも地権者だけを対象としています。

こうした経緯を考慮すれば、本件土地に関して、これまで国が漁協ではなく個々人を地権者として認識していたことは明らかです。そうであるにもかかわらず、今になって国は私たち地権者を「関係者」呼ばわりし、地権者としての地位を否定し始めています。矛盾した態度と言わざるを得ません。

私たちは今回の本件土地の売買契約が締結される前に、何度も、国に対しても、漁協に対しても、私たち個人が地権者であることを文書で訴えてきましたが、全て黙殺されました。

(3) 本件工事の施工面積は、本来的には35haを超えており、工事に先だって環境アセスメントを実施する必要があることは明らかです。そうであるにもかかわらず、国は環境アセスメントの実施を逃れるために、工事対象から排水設備等を除外して工事面積を34.1ha程度に留めるなど、極めて卑劣な対応をしています。

(4) また、漁業者である私たちにとって、国が自衛隊駐屯地からの排水対策についても判然としない説明を続けていることについては大きな問題で不信感しかありません。佐賀空港の自衛隊駐屯地にはオスプレイ17機、その他のヘリコプター50機が配備されると聞いています。その洗浄水の排水は、今の民間空港の数十倍となることは間違いないのではないのでしょうか。それを浄化したとして

も浄化した処理水が今の汚染水の数倍となり大量の処理水が有明海に流し込まれることとなります。その影響たるや極めて大きいといえます。

- (5) 近時、オスプレイの緊急着陸の話がニュースでよく聞くようになりました。今後、オスプレイを使った訓練が昼夜を問わず実施されると聞いています。海苔養殖業は夜間暗闇の中で実施することも多く、仮にオスプレイが漁場に墜落した場合、人命に対し甚大な被害が発生しかねません。

本件工事が海苔養殖業等を始めとした海洋産業に与える影響は計り知れません。このままでは先人たちが守ってきた宝の海が失われてしまいます。

- (6) 国は、漁協執行部に対し、今後の補助事業を円滑に進めたいのであれば本件要請に協力するように求めているとの話も聞いています。漁協も国が言うことには平身低頭に応じているような様子でした。

私には、これまで漁協と国との間で公明正大な話し合いがなされているようには思えません。現首相と漁協組合長が密会していたとの報道もありました。

このようなやり方では不信感が募る一方です。

- (7) 以上のとおり、私たちは国や県に対し、再三、丁寧な説明を求めてきましたが、それが実現されることはありませんでした。

また、用地取得に際して、これまで国は私たちを「地権者」として扱ってきたにもかかわらず、本件土地の問題が噴出した途端、私たちを「関係者」呼ばわりし、個々人の意見をないがしろにするような対応をするなど、極めて不誠実な態度をとっていると云わざるを得ません。

さらに、本件工事を実施するにあたっては、本来行うべき影響評価を行わず、十分な対策を講じる事も無く、突貫工事で事業を進めるなど、国の権威を笠に着て、やりたい放題にやっているとしか言えません。

このまま国の横暴を許すことはできません。佐賀地方裁判所には、一刻も早く、この駐屯地建設工事を差し止める判断を出して頂きたいということを申し上げまして、私の意見陳述を終わります。

以上